

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）を次のとおり改正した。（適用：平成22年4月1日）

ア 時間外勤務代休時間の指定について次のとおりとした。

(ア) 代休時間の期間

代休時間の期間は、60時間を超える時間外勤務を行った月の末日の翌日から2箇月以内

(イ) 代休時間の時間数の指定

代休時間の時間数 = 60時間超過時間の時間数 × 所定の区分に応じた換算率

(ウ) 代休時間の指定単位

代休時間の指定単位は7時間45分又は4時間(年次休暇と抱き合わせ可)

(エ) 代休時間の指定方法

代休時間は、始業又は終業時刻に連続する勤務時間について行う。

(オ) 職員の申し出

任命権者は、職員が希望しない場合は代休時間を指定しない。

イ 代休時間が指定された勤務日には、休日の代休日を指定することができないこととした。

ウ 連続して付与する特別休暇(夏季休暇及び健康管理休暇)の連続する日から、代休時間が指定された勤務日を除くこととした。

(2) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用について（昭和36年岡人委第42号）を次のとおり改正した。

ア 年次休暇の残日数に45分の端数がある場合で、45分の年次休暇を取得することにより、年次休暇の累計に時間未満の端数が生じなくなる場合には、45分を単位として年次休暇を取得することができるものとした。また、1日に割り振られた勤務時間に55分の端数がある職員については、前記45分を55分に読み替えた。特別休暇のうち「ボランティア休暇」、「妊娠障害（つわり）休暇」、「家族休暇」についても同様とした。（適用：平成21年8月1日）

イ 年次休暇の取得累計に1時間未満の端数がない場合で、45分の年次休暇を取得することにより、年次休暇の累計に時間未満の端数が生じなくなる場合には、45分を単位として年次休暇を取得することができるものとした。1日に割り振られた勤務時間に55分の端数がある職員及び特別休暇（ボランティア休暇、妊娠障害（つわり）休暇及び家族休暇）についても同様とした。

（適用：平成21年12月8日）

ウ 時間外勤務代休時間の創設に伴い必要な事項を定めた。（適用：平成22年4月1日）

2 服務

職務に専念する義務の免除の取扱いについて

職員が、県実行委員会又は市町村実行委員会が実施する第25回国民文化祭・おかやま2010及びプレ・イヤーフェスティバルに出演する場合を、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和

28年人事委員会規則第10号) 第2条第6号の「人事委員会が必要と認める場合」に該当するものとして職務に専念する義務を免除することができることとした。

(適用：平成21年8月25日～平成23年3月31日)

3 その他

- (1) 職員からの苦情相談に関する規則(平成17年岡山県人事委員会規則第12号)を次のとおり改正した。
不服申立て等がなされた後においても職員が苦情相談を活用した解決も希望する場合などで人事委員会が特に必要と認めるときには、職員相談員による指導等を行うことができることとした。

(適用：平成21年6月16日)

- (2) 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和38年岡山県人事委員会規則第11号)を次のとおり改正した。

岡山県職員の退職手当に関する条例第18条の規定により、人事委員会が処理する退職手当の支給制限等の処分に係る諮問に関する事務は職員課が担当することとした。(適用：平成21年12月22日)

- (3) 岡山県職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則(平成21年岡山県人事委員会規則第29号)を次のとおり制定した。

人事委員会が処理する退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する手続に関し、必要な事項を定めた。(適用：平成21年12月22日)